

薬事法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>別表第三（第二百四条関係）</p> <p>劇薬</p> <p>有機薬品及びその製剤</p> <p>一～五の十三（略）</p> <p>五の十四 二―アミノ―二―<u>三―</u>（四―オクチルフェニル）エチル〕プロパン―一・三―ジオール（別名フィンゴリモド）、その塩類及びそれらの製剤</p> <p>五の十五～五の四十九（略）</p> <p>六～七の十九（略）</p> <p>七の二十 七アルファ―「九―」（四・四・五・五・五―ペンタフルオロペンチル）スルフィニル〕ノニル〕エストラー― ・三・五（一〇）―トリエン―三・一七ベータージオール（ 別名フルベストラント）及びその製剤</p>	<p>別表第三（第二百四条関係）</p> <p>劇薬</p> <p>有機薬品及びその製剤</p> <p>一～五の十三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>五の十四～五の四十八（略）</p> <p>六～七の十九（略）</p> <p>（新設）</p>

七の二十一・七の二十二 (略)

八〇十六 (略)

十六の二 カナキヌマブ及びその製剤

十七 カルバミルコリンクロリド(別名カルバコール)、一%以下を含有する外用剤

十八〇三十六の十四 (略)

三十六の十五 (一S・三aR・六aS) | 二一 (二S) |

二一 (二S) | 二一シクロヘキシル | 二一 (ピラジン |

二一イルカルボニル) アミノ | アセチルアミノ | 三・三 |

ジメチルブタノイル) | N | (三S) | 二一シクロプロピ |

ルアミノ | 二一ジオキソヘキサン | 三 | イル | オクタヒ |

ドロシクロペンタ「c」ピロール | 二一カルボキサミド (別 |

名テラプレビル) 及びその製剤

三十六の十六〇三十六の三十三 (略)

七の二十・七の二十一 (略)

八〇十六 (略)

(新設)

十七 カルバミルコリンクロリド(別名カルバコール)、一%以下を含有する外用剤

十八〇三十六の十四 (略)

(新設)

三十六の十五〇三十六の三十二 (略)

三十七〜百三十六 (略)

三十七〜百三十六 (略)